○期末手当及び勤勉手当に関する規則

昭和６３年３月１日

規則第４号

改正　平成2年12月27日　規則第1号

平成3年5月8日　　規則第6号

平成5年3月29日　 規則第1号

平成11年12月27日 規則第2号

平成17年3月30日　規則第8号

平成18年2月24日　規則第7号

平成19年3月30日　規則第10号

平成21年6月1日　 規則第3号

平成21年12月1日　規則第5号

平成22年3月29日　規則第6号

平成22年3月30日　規則第11号

平成22年5月13日　規則第14号

平成22年11月30日 規則第21号

平成23年3月30日　規則第4号

平成24年4月1日　 規則第2号

平成26年12月25日 規則第3号

平成27年4月1日　 規則第2号

平成28年10月5日　規則第6号

平成28年12月26日 規則第8号

平成29年3月31日　規則第5号

平成29年12月26日 規則第16号

平成30年3月29日　規則第1号

平成30年12月26日 規則第6号

平成31年3月28日　規則第3号

令和元年12月24日　規則第6号

令和2年3月30日　 規則第1号

令和2年5月29日　 規則第7号

令和4年11月30日　規則第7号

（期末手当の支給を受ける職員）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号。以下「条例」という。）第１７条第１項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第１７条の２各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

（１）　無給休職者（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第２項第１号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

（２）　刑事休職者（法第２８条第２項第２号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

（３）　停職者（法第２９条第１項の規定により停職にされた職員をいう。）

（４）　専従休職者（法第５５条の２第１項ただし書きの許可を受けている職員をいう。）

（５）　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成５年条例第１号。以下「育児休業条例」という。）第７条第１項に規定する職員以外の職員

第２条　条例第１７条第１項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

（１）　その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者

（２）　その退職又は失職の後基準日までの間において、条例の適用を受ける職員（臨時である者を除き、非常勤である者にあっては法第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第１８条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。）となつた者

（３）　その退職に引き続き国又は他の地方公共団体等に勤務する職員（臨時である者を除き、非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他組合長の定める者に限る。）となった者

第３条　条例第２０条第６項ただし書きの規則で定める職員は、前条第２号及び第３号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

第４条　基準日前１箇月以内において、条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が２回以上ある者について前２条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。

（加算を受ける職員及び加算割合）

第４条の２　条例第１７条第５項（条例第１８条第４項において準用する場合を含む。以下同じ。）の行政職給料表の適用を受ける職員で規則で定めるものは、別表第１の職員欄に掲げる職員とする。

２　条例第１７条第５項の職の職制上の段階、職務の級を考慮して規則で定める職員の区分は、別表第１の職員欄に掲げる職員の区分として、同項の１００分の１０を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

（期末手当に係る在職期間）

第５条　条例第１７条第２項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

（１）　第１条第３号及び第４号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

（２）　育児休業法第２条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１か月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その２分の１の期間

（３）　法第２８条の規定により休職にされていた期間については、その２分の１の期間

（４）　育児休業法第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。第１１条第２項第４号において「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第１６条の規定により読み替えられた条例第５条第１項に規定する算出率をいう。第１１条第２第４号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の２分の１の期間

３　公務傷病等による休職者（条例第２０条第１項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であつた期間については、前項の規定にかかわらず除算は行なわない。

第６条　基準日以前６箇月以内の期間において、国又は他の地方公共団体等に勤務する職員（臨時及び非常勤職員を除く。）が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は前条第１項の在職期間に算入する。

２　前項の期間の算定については、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（一時差止処分に係る在職期間）

第６条の２　条例第１７条の２及び第１７条の３（これらの規定を条例第１８条第５項及び第２０条第８項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

２　前条第１項に掲げる者がそれらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（一時差止処分の取消しの申立ての手続等）

第６条の３　条例第１７条の３第４項（条例第１８条第５項及び第２０条第８項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、組合長に対して行わなければならない。

（一時差止処分の取消しの通知）

第６条の４　組合長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

（審査請求の教示）

第６条の５　条例第１７条の３第７項（条例第１８条第５項及び第２０条第８項において準用する場合を含む。）に規定する説明書には、一時差止処分について、組合長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。

（その他の事項）

第６条の６　第６条の２から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、組合長が定める。

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第７条　条例第１８条第１項の前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第１８条第５項において準用する条例第１７条の２各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

（１）　法第２８条の規定による休職者。ただし、公務傷病による休職者を除く。

（２）　第１条第３号又は第４号のいずれかに該当する者

（３）　育児休業法第２条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第７条第２項に規定する職員以外の職員

第８条　条例第１８条第１項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第２号に掲げる職員のうち、基準日に勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

（１）　その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員であつた者

（２）　第２条第２号および第３号に掲げる者

２　第４条の規定は、前項の場合に準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第９条　条例第１８条第２項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第１３条及び第１３条の２に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

第１０条　期間率は、基準日以前６箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第２に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第１１条　前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として、在職した期間とする。

２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

（１）　第１条第３号及び第４号に掲げる職員として在職した期間

（２）　育児休業法第２条第１項の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１箇月以下である職員を除く。）として在職した期間

（３）　休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であつた期間を除く。）

（４）　育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

（５）　条例第１２条の規定により給与を減額された期間

（６）　負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号。以下「勤務時間条例」という。）第４条第１項に規定する週休日、勤務時間条例第９条の４第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに勤務時間条例第１１条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（次号において「週休日等」という。）を除いた日が３０日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、組合長の定める期間を除く。

（７）　勤務時間条例第１７条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が３０日を越える場合には、その勤務しなかつた全期間

（８）　勤務時間条例第１７条の２の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

（９）　育児休業法第１９条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

（１０）　基準日以前６箇月の全期間にわたつて勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらずその全期間

第１２条　第６条第１項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

２　前項の期間算定については、前条第２項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

（勤勉手当の成績率）

第１３条　法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該各号に定める割合の範囲内において、組合長が定めるものとする。ただし、組合長は、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

（１）　勤務成績が特に優秀な職員　６月に支給する場合には１００分の１１５以上１００分の１９０以下、１２月に支給する場合には１００分の１２４以上１００分の２１０以下

（２）　勤務成績が優秀な職員　６月に支給する場合には１００分の１０３．５以上１００分の１１５未満、１２月に支給する場合には１００分の１１２．５以上１００分の１２４未満

（３）　勤務成績が良好な職員　６月に支給する場合には１００分の９２、１２月に支給する場合には１００分の１０２

（４）　勤務成績が良好でない職員　６月に支給する場合には１００分の８６、１２月に支給する場合には１００分の９６以下

２　前項の場合において、職員の成績率を同項第４号に該当するものとして定める場合には、当分の間、組合長の定めるところによる。

３　第１項第１号及び第２号に掲げる職員として成績率を定める者の数について、基準となる割合は、組合長が定める。

第１３条の２　再任用職員の成績率は、当該各号に定める割合の範囲内において、組合長が定めるものとする。

（１）勤務成績が優秀な職員　６月に支給する場合には１００分の４７以上、１２月に支給する場合には１００分の５１．５以上

　（２）勤務成績が良好な職員　６月に支給する場合には１００分の４３．５、１２月に支給する場合には１００分の４８．５

　（３）勤務成績が良好でない職員　６月に支給する場合には１００分の４３以下、１２月に支給する場合には１００分の４８以下

２　前条第２項の規定は、前項第３号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第１３条の３　前２条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、組合長が定める。

（端数計算）

第１４条　条例第１７条第２項の期末手当基礎額又は条例第１８条第２項前段の勤務手当基礎額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（平成２１年６月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

２　平成２１年６月に支給する勤勉手当に関する第１３条第１項及び第１３条の２第１項の規定の運用については、第１３条第１項第１号中「１００分の８６以上１００分の１４５以下」とあるのは「１００分の８２．５以上１００分の１４０以下」と、同項第２号中「１００分の７８．５以上１００分の８６未満」とあるのは「１００分の７５．５以上１００分の８２．５未満」と、同項第３号及び第４号中「１００分の７１」とあるのは「１００分の６８．５」と、第１３条の２第１項中「１００分の３５」とあるのは「１００分の３０」とする。

附　則（平成２年１２月２７日規則第１号）

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１１条第２項第４号の改正規定は、平成３年１月１日から施行する。

２　この規則（前項ただし書に規定する改定規定を除く。）による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成２年４月１日から適用する。

（経過措置）

３　平成３年６月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定に関しては、改正後の規則第１１条第２項第４号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

附　則（平成３年５月８日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

附　則（平成５年３月２９日規則第１号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

附　則（平成１１年１２月２７日規則第２号）

この規則は、平成１２年１月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３０日規則第８号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２４日規則第７号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第１０号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年６月１日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日規則第６号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３０日規則第１１号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年５月１３日規則第１４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年１１月３０日規則第２１号）

この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３０日規則第４号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２５日規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成２７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成２６年１２月１日から適用する。

附　則（平成２７年４月１日規則第２号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１０月５日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年１２月２６日規則第８号）

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成２９年４月1日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

附　則（平成２９年３月３１日規則第５号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２６日規則第１６号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年３月２９日規則第１号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月２６日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３１年３月２８日規則第３号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２４日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和２年３月３０日規則第１号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年５月２９日規則第７号）

この規則は、令和２年１１月３０日から施行する。

附　則（令和４年１１月３０日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和４年４月１日から適用する。

別表第１（第４条の２関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給料表 | 職員 | 加算割合 |
| 行政職給料表 | 職務の級６級の職員 | 100分の10 |
| 職務の級５級の職員 | 100分の8 |
| 職務の級４級の職員 | 100分の6 |
| 職務の級３級の副主任の職員 | 100分の4 |

別表第２（第１０条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務期間 | 割合 |
| ６箇月 | 100分の100 |
| ５箇月15日以上６箇月未満 | 100分の95 |
| ５箇月以上５箇月15日未満 | 100分の90 |
| ４箇月15日以上５箇月未満 | 100分の80 |
| ４箇月以上４箇月15日未満 | 100分の70 |
| ３箇月15日以上４箇月未満 | 100分の60 |
| ３箇月以上３箇月15日未満 | 100分の50 |
| ２箇月15日以上３箇月未満 | 100分の40 |
| ２箇月以上２箇月15日未満 | 100分の30 |
| １箇月15日以上２箇月未満 | 100分の20 |
| １箇月以上１箇月15日未満 | 100分の15 |
| 15日以上１箇月未満 | 100分の10 |
| 15日未満 | 100分の5 |
| 零 | 零 |